

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考
大劇場(楽屋)					
E-1	頭取部屋	主催者の事務室として使用、会主受付を兼ねる。	楽屋口に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽屋廊下に面して着到板が置けるカウンターテーブルを設け、壁で仕切られていない一体のスペースとする。 ・部屋の奥に更衣室兼作業スペースとして10㎡程度の小部屋を設ける。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 ・内線電話は置き型で2台設置し、回線も2回線以上利用可能とする。 ・受付カウンターに公衆電話を設置できるように配管配線を行う。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等：ロッカー、棚、掲示パネル、公衆電話、冷蔵庫、電子レンジ
E-2	衣裳室	衣裳スタッフの作業部屋及び控室として使用	大劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積20畳程度とし、踏込み、衣裳棚、流し台1台を設ける。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 ・電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数及び電気容量を確保する。 ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等：アイロン、簡易衣裳乾燥機、冷蔵庫、ロッカー、姿見
E-3	床山立方	立方の床山スタッフの作業部屋及び控室として使用	大劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積14畳程度とし、踏込み、髪棚、流し台1台を設ける。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 ・電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数及び電気容量を確保する。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等：髪台、衣裳掛け、扇風機、ロッカー、冷蔵庫
E-4	床山女方	女方の床山スタッフの作業部屋及び控室として使用	大劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積14畳程度とし、踏込み、髪棚、流し台1台を設ける。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 ・電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数及び電気容量を確保する。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等：髪台、衣裳掛け、ロッカー、冷蔵庫
E-5	小道具室	小道具担当スタッフの作業部屋及び控室として使用	大劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積9畳程度とし、踏込み、小道具棚及び流し台1台を設ける。 ・小道具の出し入れを考慮し、他の室よりも出入口間口を広くとる。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 ・電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数及び電気容量を確保する。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等：入口暖簾、小物収納ケース、ロッカー、作業机、冷蔵庫

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考				
E-6	楽屋1, 2, 3, 4	大部屋、1室 (12畳) あたり 6人程度で 使用	<p>・大劇場舞台に近接（同一フロア）を原則とするが、やむを得ない場合は楽屋1, 2, 3, 4のみ上下階の配置も可とする。 ・各楽屋の配置については、大個室、小個室、中部屋、大部屋の順に舞台から遠くなる配置を基本とする（具体には振興会と協議のうえ、決定する。）。</p>	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積48畳程度とし、12畳ごとにふすまで区切り4室に分割できる構造とする。 ・12畳ごとに押入、踏込み、履物棚、流し台2台を設ける。また、12畳×2室ごとに出入口を設け、独立した楽屋としても使用可能とする。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅2m以上、高さ2m程度とする。 	・備品等：化粧台、姿見				
E-7	楽屋5, 6	中部屋、1室 (12畳) あたり 6人程度で 使用		<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積24畳程度とし、12畳ごとにふすまで区切り2室に分割できる構造とする。 ・12畳ごとに押入、踏込み、履物棚、流し台2台、出入口を設け、独立した楽屋としても使用可能とする。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅2m以上、高さ2m程度とする。 	・備品等：化粧台、姿見				
E-8	楽屋7, 8			<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10畳+次の間4.5畳の構成を基本とし、押入、踏込み、履物棚、流し台1台、浴室、トイレを設ける。 ・浴槽を備え付けた浴室を設置する。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅1.2m以上、高さ2m程度とする。 	・備品等：化粧台、姿見				
E-9	楽屋9, 10				<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6畳+次の間2畳の構成を基本とし、押入、踏込み、履物棚、流し台2台、トイレを設ける。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅1.2m以上、高さ2m程度とする。 	・備品等：化粧台、姿見			
E-10	楽屋11, 12					<p>・設置された洗濯機及び乾燥機を使用するための電力、給水設備及び排水設備を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な防水処理を施し、水漏れなど不慮の事故が発生しても他の施設に影響がないものとする。 ・洗濯機用パン及び下洗いや手洗いのためのシンクを設ける。 ・乾燥機の仕様を考慮した換気設備を設ける。 ・物干しスペースを設ける。 	・備品等：洗濯機4台、乾燥機4台（洗濯・乾燥機一体型でないもの）		
E-11	楽屋13, 14						<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 		
E-12	楽屋15, 16							<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 	
E-13	楽屋17	<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 							
E-14	楽屋18			<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 					
E-15	楽屋19				<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 				
E-16	楽屋20					<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 			
E-17	楽屋21						<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 		
E-18	楽屋22							<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 	
E-19	楽屋23	<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 							
E-20	楽屋24			<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 					
E-21	楽屋25				<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 				
E-22	楽屋26					<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 			
E-23	楽屋27						<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 		
E-24	洗濯室							洗濯専用の部屋として使用	<p>・設置された洗濯機及び乾燥機を使用するための電力、給水設備及び排水設備を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な防水処理を施し、水漏れなど不慮の事故が発生しても他の施設に影響がないものとする。 ・洗濯機用パン及び下洗いや手洗いのためのシンクを設ける。 ・乾燥機の仕様を考慮した換気設備を設ける。 ・物干しスペースを設ける。
E-25	女子トイレ							<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 	
E-26	男子トイレ			<p>・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器10程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器6、小便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 					

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考
E-27	バリアフリースイレ			<ul style="list-style-type: none"> 洗面器は混合栓とし湯水が利用できるようにする。 車いすの利用に対応したものとする。 	
E-28	給湯室			<ul style="list-style-type: none"> 楽屋の収容人数に見合う規模の給湯設備及び食器洗い場を設置する。 ミニキッチンを設置する。水栓は混合水栓とし、熱湯用水栓を別途設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 備品等：食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、入口暖簾
E-29	大浴室・脱衣場			<ul style="list-style-type: none"> 洗い場を6か所以上設置し、水栓はシャワー付きサーモスタット混合栓とする。 脱衣場を設け、脱衣棚及び鏡を設置する。 	
E-30	小浴室・脱衣場①			<ul style="list-style-type: none"> 洗い場を2か所以上設置し、水栓はシャワー付きサーモスタット混合栓とする。 脱衣場を設け、脱衣棚及び鏡を設置する。 	
E-31	小浴室・脱衣場②			<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対応した浴室とする。 洗い場を2か所以上設置し、水栓はシャワー付きサーモスタット混合栓とする。 脱衣場を設け、脱衣棚及び鏡を設置する。 	
E-32	リフレッシュスペース	8名程度で使用	楽屋から利用しやすい位置に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙も可能な計画とする。 	
E-33	ミシン室	舞台上で使用する小裂・幕類の補修等作業に使用		<ul style="list-style-type: none"> 部屋内部の作業音が外部と遮断あるいは軽減されるよう、防音に配慮する。 部屋内に設置している工業用ミシン（キャスト付）を舞台上に移動して作業するため、可能な限り舞台に至る経路に段差が生じないようにする。 小裂れや幕等を収納するための棚を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 備品等：ミシン、作業テーブル、イス
小劇場（楽屋）					
F-1	頭取部屋	主催者の事務室として使用、会主受付を兼ねる。	楽屋口に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 楽屋廊下に面して着到板が置ける受付カウンターを設け、壁で仕切られていない一体のスペースとする。 奥に更衣室スペースとして4㎡程度の小部屋を設ける。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1TV及び運営音声モニターの設備を設置する。 内線電話は置き型で1台設置し、回線も1回線以上利用可能とする。 受付カウンターに公衆電話を設置できるように配管配線を行う。 テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	備品等は大劇場に準じる。
F-2	衣裳室	衣裳スタッフの作業部屋及び控室として使用	小劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効面積6畳程度とし、踏込み、衣裳棚及び洗面台1台を設ける。 衣裳棚は奥行800mm以上とし、490mm×800mm×350mmの行李が30個程度置けるものとする。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1TV及び運営音声モニターの設備を設置する。 電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数及び電気容量を確保する。 テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	備品等は大劇場に準じる。
F-3	小道具室	小道具担当スタッフの作業部屋及び控室として使用	小劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効面積8畳程度とし、踏込み、小道具棚及び洗面台1台を設ける。 出入口の有効開口幅1,500mm以上とする。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1TV及び運営音声モニターの設備を設置する。 電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数(8か所以上)及び電気容量を確保する。 テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	備品等は大劇場に準じる。

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考
F-4	床山	床山スタッフの作業部屋及び控室として使用	小劇場舞台に近接	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積11畳程度とし、踏込み、鬘棚及び洗面台1台を設ける。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 ・電熱器、アイロン、工具の充電等の同時使用が可能なコンセント数及び電気容量を確保する。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 	備品等は大劇場に準じる。
F-5	楽屋1, 2, 3	大部屋、1室(12畳)あたり6人程度で使用	小劇場舞台に近接(同一フロア)を原則とする。	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積36畳程度とし、12畳ごとにふすまで区切り3室に分割できる構造とする。 ・12畳ごとに押入、踏込み、履物棚、流し台2台及び出入口を設け、独立した楽屋としても使用可能とする。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅2m以上、高さ2m程度とする。 	備品等は大劇場に準じる。
F-6	楽屋4, 5	大部屋、1室(18畳)あたり9人程度で使用		<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積36畳程度とし、18畳ごとにふすまで区切り2室に分割できる構造とする。 ・18畳ごとに押入、踏込み、履物棚、流し台2台及び出入口を設け、独立した楽屋としても使用可能とする。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅2m以上、高さ2m程度とする。 	備品等は大劇場に準じる。
F-7	楽屋6, 7	中部屋、1室(16畳)あたり8人程度で使用		<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積32畳程度とし、16畳ごとにふすまで区切り2室に分割できる構造とする。 ・16畳ごとに押入、踏込み、履物棚、流し台2台及び出入口を設け、独立した楽屋としても使用可能とする。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅2m以上、高さ2m程度とする。 	備品等は大劇場に準じる。
F-8	楽屋8	小個室		<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積6畳程度とし、押入、踏込み、履物棚及び流し台1台を設ける。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅1.2m以上、高さ2m程度とする。 	備品等は大劇場に準じる。
F-9	楽屋9				
F-10	楽屋10				
F-11	楽屋11	大個室		<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積9畳程度とし、押入、踏込み、履物棚及び流し台1台を設ける。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅1.2m以上、高さ2m程度とする。 	備品等は大劇場に準じる。
F-12	楽屋12				
F-13	楽屋13				
F-14	楽屋14				
F-15	楽屋15				
F-16	洗濯室	洗濯専用の部屋として使用		<ul style="list-style-type: none"> ・設置された洗濯機及び乾燥機を使用するための電力、給水設備、排水設備を整備する。 ・十分な防水処理を施し、水漏れなど不慮の事故が発生しても他の施設に影響がないものとする。 ・洗濯機用パン及び下洗いや手洗いのためのシンクを設ける。 ・乾燥機の仕様を考慮した換気設備を設ける。 ・物干しスペースを設ける。 	・備品等：洗濯機2台、乾燥機2台(洗濯・乾燥機一体型でないもの)

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考
F-17	男子トイレ			<ul style="list-style-type: none"> ・和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。 ・衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器8程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器4、小便器5程度、手洗い場（洗面器は適宜） ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・運営音声モニターの設備を設置する。 	
F-18	女子トイレ				
F-19	バリアフリートイレ			<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるようにする。 ・車いすでの利用に対応したものとする。 	
F-20	給湯室			・大劇場（E-28 給湯室）に準じる。	備品等は大劇場に準じる。
F-21	小浴室・脱衣場①			・大劇場（E-30 小浴室・脱衣場①）に準じる。	備品等は大劇場に準じる。
F-22	小浴室・脱衣場②			・大劇場（E-31 小浴室・脱衣場②）に準じる。	備品等は大劇場に準じる。
F-23	リフレッシュスペース	4名程度で使用	楽屋から利用しやすい位置に配置する。	・喫煙も可能な計画とする。	備品等は大劇場に準じる。
演芸場（楽屋）					
G-1	主催者受付	大小劇場の頭取部屋に相当	楽屋に近接	【空間構成】 <ul style="list-style-type: none"> ・楽屋廊下に面して着到板（1,000mm×500mm）が置ける受付カウンターを設け、壁で仕切られていない一体のスペースとする。 【設備等】 <ul style="list-style-type: none"> ・I T V及び運営音声モニターの設備を設置する。 ・内線電話は置き型で1台設置し、回線も1回線以上利用可能とする。 ・受付カウンターに公衆電話を設置できるように配管配線を行う。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げで設置する。 	・備品等：ロッカー、棚、掲示パネル、公衆電話
G-2	楽屋1,2	大部屋、1室（6畳）あたり3人程度で使用	演芸場舞台に近接（同一フロア）	【空間構成】 <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積12畳程度とし、6畳ごとにふすまで区切り2室に分割できる構造とする。 ・12畳ごとに押入、踏込み、履物棚、流し台1台及び出入口を設け、独立した楽屋としても使用可能とする。 【仕上・建具等】 <ul style="list-style-type: none"> ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅2m以上、高さ2m程度とする。 	
G-3	楽屋3	洋室	演芸場舞台に近接（同一フロア）	【空間構成】 <ul style="list-style-type: none"> ・フローリング仕上げとし、流し台1台を設置する。 【仕上・建具等】 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近及び室の一部を区切るための目隠しカーテンを設置する。 ・壁面に沿って造り付けの化粧台を設置する。 ・入口扉は引き戸とし、有効開口幅1.2m以上、高さ2m程度とする。 	
G-4	楽屋4				

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考
G-5	楽屋5	大部屋、6人程度で使用	演芸場舞台に近接（同一フロア）	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効面積12畳程度とし、押入、踏込み、履物棚及び流し台2台を設ける。 シャワー室を設ける。 <p>【仕上・建具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入口扉は引き戸とし、有効開口幅1.2m以上、高さ2m程度とする。 	
G-7	男子トイレ			<ul style="list-style-type: none"> 和装による使用を考慮し、十分な広さを確保する。 衛生器具の個数は以下のとおりとする。 女子トイレ：大便器6程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ：大便器3、小便器5程度、手洗い場（洗面器は適宜） 男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 運営音声モニターの設備を設置する。 	
G-8	女子トイレ			<ul style="list-style-type: none"> 洗面器は混合栓とし湯水が利用できるようにする。 車いすでの利用に対応したものとする。 	
G-9	バリアフリートイレ			<ul style="list-style-type: none"> 洗面器は混合栓とし湯水が利用できるようにする。 車いすでの利用に対応したものとする。 	
G-10	給湯室			<ul style="list-style-type: none"> 大劇場に準じる。 	備品等は大劇場に準じる。
G-11	シャワー室			<ul style="list-style-type: none"> 独立した脱衣場とシャワーブースを持つシャワー室を2か所設置する。 シャワー水栓はサーモスタット混合栓とする。 	
G-12	リフレッシュスペース	4名程度で使用	楽屋から利用しやすい位置に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙も可能な計画とする。 	
共通（楽屋）					
H-1	口番	上足に履き替える。		<ul style="list-style-type: none"> 名札入替可能な下足箱を各劇場の規模に合わせて設置する。（参考：大劇場140足程度、小劇場100足程度、演芸場50足程度） 大劇場及び小劇場には下足を扱うスタッフの控室を設ける。 	
H-2	楽屋事務室	楽屋管理を行うスタッフが使用	<ul style="list-style-type: none"> 楽屋口に近接 楽屋口の先に楽屋事務室、次いで頭取部屋が位置する配置とする。 	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速に各劇場の楽屋に到達できる動線を確保した位置に配置する。各劇場の規模及び配置に合わせて設置し、各劇場の兼用として計画も可とする。 楽屋廊下との境界はカウンターとする。 <p>【設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ITV及び運営音声モニターの設備を設置する。 テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げて設置する。 カウンターに公衆電話を設置できるように配管配線を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 備品等：キャビネット、冷蔵庫、ロッカー

室番号	室名	用途、使用者等	配置等	特記事項	備考
H-3	楽屋倉庫	楽器や肩衣など舞台で使用する劇場所所有の備品等を保管	大劇場及び小劇場の楽屋事務室に近接	・備品を収納する棚を設ける。	・備品等：棚、ロッカー、筆筒
H-4	従業員控室	主に大小劇場の楽屋の掃除、給茶を担当するスタッフが更衣・休憩等に使用	大劇場及び小劇場のどちらからも使用しやすい位置に配置する。	・休憩スペースと更衣スペースを適宜設ける。	・備品等：休憩用テーブル、椅子、キャビネット
H-5	食事スペース	大劇場、小劇場共通	各劇場の楽屋から利用しやすい位置に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室及び控室等を適宜設ける。 ・テレビ受像機は天吊金具を利用し天井から吊下げで設置する。 ・流し台を設置し、水栓は混合水栓とする。また、熱湯用水栓を別途設置する。 ・自動販売機用電源を設置し、計量にも対応できるようにする。 ・弁当等の食品を温めるための電子レンジ用電源を設置する。 	
H-6	関係者控室	主に委託業者（常駐以外）が更衣・休憩等に使用	大劇場・小劇場のどちらからも使用しやすい位置に配置する。	・休憩スペースと更衣スペースを適宜設ける。	
H-7	コインロッカー	大劇場、小劇場、演芸場共通	各劇場の楽屋から利用しやすい位置に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・840mm×1,790mm×455mmサイズで、大劇場4台、小劇場3台、演芸場2台程度設置し、大小様々なサイズのロッカーを使用可能とする。 ・貴重品用ロッカーも設置する。 ・コインロッカー用電源を設置する。 	
H-8	自動販売機コーナー	大劇場、小劇場、演芸場共通	各劇場の楽屋から利用しやすい位置に配置する。	・自動販売機用電源を設置し、計量にも対応できるようにする。	
H-9	荷物置き場	行李を一時的に保管する。	大劇場及び小劇場の楽屋事務室に近接	・行李やトランクケースを一時的に保管できるものとする。	
H-10	楽屋通用口	楽屋口へ通じる専用動線	楽屋口へ通じる経路に適切に配置する、必要に応じ階段・E Vを設置する。		
H-11	楽屋廊下			<ul style="list-style-type: none"> ・衣裳を着けた役者の往来に支障のない幅を確保し、歩行しやすく、草履、草鞋履きでも滑りにくい床材とする。また、濡れた足で走っても滑らず、やわらかな歩行感の床仕上げとすること。 ・楽屋から舞台に至る動線上に、姿見（十分な照度を持つ三方照明、演色性Ra95以上、調光付き）を設置する。姿見は衣裳を着けた出演者の姿が歪まずに完全に映るサイズとし、各楽屋から舞台へ至る経路に適切な位置及び数を設置する。 ・各劇場の楽屋廊下に公衆電話を設置できるように配管配線を行う。 ・廊下及びセキュリティエリア境界の出入口に監視カメラを設置する。 	